

オンライン資格確認システム導入により算定可能となる診療報酬の加算について

オンライン資格確認システム導入により、以下の加算が算定できるようになります（条件あり）。
以下にまとめましたので、今後の参考としていただければと思います。

1. 算定可能な加算

No	診療行為コード	名称	点数
1	111015170	電子的保健医療情報活用加算（初診）	7点
2	112024610	電子的保健医療情報活用加算（再診）	4点
3	111015270	電子的保健医療情報活用加算（初診）（診療情報等の取得が困難等）	3点

○条件その1

上記加算を算定するためには、オンライン請求を行っていることが条件となります。
オンライン資格確認システムは導入したがC D - R請求を行っている場合は算定できません。
C D - R請求を行っている医療機関様は、請求方法の変更をご検討いただく必要があります。

○条件その2

上記1と2の加算は、オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報や特定健診情報等を取得し診療に活用した場合に算定可能です。

患者の薬剤情報や特定健診情報は、患者が同意した場合のみ、オンライン資格確認端末の特定フォルダにPDFファイルとして保存されます。

この情報を診療で活用する場合、診察室の端末からオンライン資格確認端末の特定フォルダを参照し、該当するPDFファイルを開く必要がありますが、特定フォルダ内に保存されたPDFから該当するファイルを探し出すのは時間を要すると推測します。

電子カルテや診療支援システムがオンライン資格確認システムとの連携機能を有しており、それらシステムを通じて薬剤情報や特定健診情報等を診療に活用した場合に算定可能かと思えます。

については、現状では、初診時のみ上記3の加算を算定いただくことになるかと思えます。

2. 概要

(1) 初診時にオンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報、または、特定健診情報等を取得した場合は、7点が加算されます。

(2) 再診時に患者の薬剤情報、または、特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して診療等を実施することで、月1回、再診料（外来診療料）に対して4点が加算されます。

※オンライン資格確認を導入しているが情報を取得困難な場合等については、初診に限り初診料に対して3点を加算することができるようになります（2024年（令和6年）3月31日まで）。

【留意事項】

電子的保健医療情報活用加算については、2022年（令和4年）診療報酬改定に伴い新設されたところですが、初診時の7点、および、再診時の4点（保険薬局の場合は、3点）の加算点数については、オンライン請求を行っており、受診した患者に対して、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等（保険薬局の場合は、薬剤情報等）を取得した上で算定できる加算となります。

別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たしていても、当該患者に係る診療情報等を取得（マイナンバーカードにより受診し患者が診療情報等の取得を同意した場合に限る）していなければ算定することはできませんので、レセプトの請求の際にはお間違いのないようにご留意願います。

3. 要件（詳細）：保険医療機関向け

〔算定要件〕

オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して診療等を実施することを評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等を取得した上で診療を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、月1回に限りそれぞれ所定点数に加算する。

(※) 初診の場合であって、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等の取得が困難な場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報等の提供を受けた場合等にあっては、2024年（令和6年）3月31日までの間に限り、3点を所定点数に加算する。

〔施設基準〕

(1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（1976年（昭和51年）厚生省令第36号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。

(2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。

(3) 電子資格確認に関する事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

4. 電子的保健医療情報活用加算に対する疑義解釈

2022年3月31日付「疑義解釈資料の送付について（その1）」へ以下の疑義が御座います。

問32 区分番号「A000」初診料の注14に規定する電子的保健医療情報活用加算について、ただし書の「当該患者に係る診療情報等の取得が困難な場合」とは、どのような場合が対象となるのか。

(答) 当該加算は、保険医療機関においてオンライン資格確認等システムが開始され、診療情報等を取り、当該情報を利用して診療等を実施できる体制が整えられていることを評価する趣旨であることから、オンライン資格確認等システムの運用を開始している保険医療機関であれば、実際に患者が個人番号カードを持参せず、診療情報等の取得が困難な場合であっても、ただし書の「当該患者に係る診療情報等の取得が困難な場合」に該当するものとして差し支えない。
また、患者の個人番号カードが破損等により利用できない場合や患者の個人番号カードの利用者証明用電子証明証が失効している場合なども、同様に該当する。

問33 区分番号「A000」初診料の注14等に規定する電子的保健医療情報活用加算の施設基準において、「当該情報を利用して診療等を実施できる体制を有していることについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること」とされているが、医療機関の窓口や掲示板に「マイナ受付」のポスターやステッカーを掲示することでよいか。

(答) よい。

問34 区分番号「A000」初診料の注14等に規定する電子的保健医療情報活用加算の施設基準において、「電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること」とあるが、光ディスク等を用いた診療報酬請求を行っている場合であっても、当該基準を満たすか。

(答) 光ディスク等を用いた診療報酬請求を行っている場合は、当該基準を満たさない。

E x. 参考文献

令和4年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html

以上